

佐賀県人事委員会訓令第1号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和62年佐賀県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月6日

佐賀県人事委員会委員長 中野 哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～35 略</p> <p>36 佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号。以下「任用規則」という。) <u>第10条の6</u>に掲げる職のうち、副課長（同相当職を含む。）以下の職への採用の選考に関する事。</p> <p><u>37～46</u> 略</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1～35 略</p> <p>36 佐賀県職員の任用に関する規則(昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号。以下「任用規則」という。) <u>第10条の6第1項(第7号及び第8号を除く。)</u>に掲げる職のうち、副課長（同相当職を含む。）以下の職への採用の選考に関する事。</p> <p><u>37 任用規則第25条第4項の規定による報告に関する事。</u></p> <p><u>38～47</u> 略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の佐賀県人事委員会事務局処務規程別表第36号及び第37号に定める事務に係る専決の手續等は、この訓令の施行前においても行うことができる。